

第2回議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議結果報告書

開催日時	平成15年 9月27日(土) 9:30~12:00					
開催場所	宮城県古川合同庁舎 大会議室					
委員の出欠	委員長 (鳴子町議会議長)	中 鉢 昇	×	委 員 (鹿島台町住民代表)	武 藤 利 孝	
出席者 欠席者×	副委員長 (三本木町住民代表)	栗 原 和 子		委 員 (岩出山町住民代表)	猪 股 松 男	
	副委員長 (田尻町議会議員)	千 田 秀 一		委 員 (岩出山町住民代表)	佐 藤 技	
	委 員 (古川市議会議長)	佐 藤 清 隆		委 員 (鳴子町住民代表)	菅 原 信 朗	
	委 員 (松山町議会議長)	水 室 勝 好		委 員 (鳴子町住民代表)	吉 田 惇 一	
	委 員 (三本木町議会議長)	高 橋 源 治		委 員 (田尻町住民代表)	石 澤 京 子	
	委 員 (鹿島台町議会議長)	門 間 忠		委 員 (田尻町住民代表)	加 藤 節 幸	
	委 員 (岩出山町議会議長)	遠 藤 悟		委 員 (古川市議会議員)	青 沼 智 雄	
	委 員 (田尻町議会議長)	三 神 祐 司		委 員 (松山町議会議員)	宮 下 佳 民	
	委 員 (古川市住民代表)	菅 原 忠 男		委 員 (三本木町議会議員)	渡 辺 貞 吾	
	委 員 (古川市住民代表)	高 橋 義 宣		委 員 (鹿島台町議会議員)	栗 田 彰	
	委 員 (松山町住民代表)	丸 一 男		委 員 (岩出山町議会議員)	鹿 野 虎 夫	×
	委 員 (松山町住民代表)	松 本 美 佐 子		委 員 (鳴子町議会議員)	遊 佐 辰 雄	
	委 員 (三本木町住民代表)	伊 東 茂				
	委 員 (鹿島台町住民代表)	小 林 令 子		出席 26名,欠席 2名		
	事務局	事務局長 佐藤吉昭,事務局次長 千葉義明・岡本 透,調整班:班長 湯村武一・				
中鉢正志,調整班:班員 安住 伸・圓田健二・高橋輝幸・平澤 隆・大場一浩・						
佐々木規夫,総務班:班長 伊藤英一						
その他						
傍聴者	一般 4名 ・ 報道関係 4名(4社)					
委員長の署名	(代理 副委員長)					

会議次第

<p>1.開 会</p> <p>2.あいさつ</p> <p>3.協議事項</p> <p>(1)議会議員の定数及び任期等について</p> <p>(2)次回会議の開催について</p>

議事の概要

1. 開会（司会進行 調整班 湯村班長）

2. あいさつ・・・千田秀一 副委員長

3. 協議事項

（1）議会議員の定数及び任期等について

事務局 千葉次長・・・資料内容を説明。

丸一男委員・・・法定数で人口比率で選挙区定数を定めた場合において、鹿島台町と岩出山町の人口差が100人程度なのに議員数で1人の差が生じている。定数に合わせるためなのか。

事務局 千葉次長・・・議員数は人口数で算定されるが、小数点以下を切り上げるか、切り下げるかで差が生じている。

丸一男委員・・・全体に占める人口の割合では、鹿島台町が10.09パーセント、岩出山町が10.17パーセントとなるが、この差で1人の差となるのは何らかの配慮があるのかと考えるが。

事務局 湯村班長・・・鹿島台町と岩出山町の議員数の差は、小数点以下第2位の数値に基づいている。今回の資料は単純計算のものであり、端数の取り扱いは今後の検討課題となるものとする。

高橋義宣委員・・・定数特例の場合は68人と解釈していた。本日の資料に60人以下の例示があるが、そのような選択も可能と理解して良いのか。

事務局 千葉次長・・・合併特例法の規定により、定数特例を適用する場合は、法定定数の2倍を上限として定数を定めることになる。そのため、68人を上限とする枠内で定数を定めることは可能である。

吉田惇一委員・・・資料説明の中で、最近の傾向として在任特例なしの事を述べたが、これは現象傾向面であり、資料の見方はさまざまである。説明者個人の判断域の事を、説明の中に含めることは不適切である。

事務局 千葉次長・・・先の説明で付け加えた部分については、削除を願う。

高橋義宣委員・・・選挙区ごとの定数配分で、均等割と人口比を組み合わせた先例はあるか。

事務局 千葉次長・・・資料の8ページに掲載している飛騨市の例がある。

高橋義宣委員・・・この例での均等割の何人か。

事務局 千葉次長・・・各町村2人である。

猪股松男委員・・・新設合併（対等合併）ということから、ある一定数を各市町に割り振り、残りを人口比率あるいは地域を勘案して配分する方法が良い。人口比も、人口1万人未満、1万から1万5千人未満、それ以上と、基準を設けて定める方法が良いと考える。

議長 千田副委員長・・・今は資料に対する質問とし、提言・意見は後ほどお願いします。

吉田惇一委員・・・先進事例については、人口的な要件もあるが地理的な要件もある。面積的に狭い・広い、あるいは、常に交流があるなしということもある。大崎の合併は地理的に特殊であり、人口だけでは片手落ちになるのではないか。

事務局 千葉次長・・・公職選挙法の規定では、選挙区を設ける場合は人口が基本になる。地理的条件に照らした資料は持ち合わせていないので、次回に提示する。

高橋義宣委員・・・定数特例については、激変緩和的な措置とのことだが、前回、在任特例を適用しない場合は50日以内に選挙を行うことになり、議会がなくて支障がないかとの質

問をし、その回答として、例規的なものは職務執行者が専決処分するので、支障がないとのことであったが、そのように理解して良いか。

事務局 千葉次長…前回と同様の回答となる。合併後、新市として即決めておく必要のあるものは、専決で対応することになる。

栗田彰委員…空白があった際には職務執行者が専決できるということであるが、例えば、新市になった場合には、新条例が制定されて業務が執行されることを前提として考えると、議会の議決を経なければ新条例は制定されない。新しい条例が制定されないままに、職務執行者が専決できるのか。

事務局 千葉次長…条例等は基本的に議会の議決を要する案件である。合併ということから、職務執行者が専決できることになるが、すべての案件を専決できるということではなく、当面必要なものとなる。

栗田彰委員…専決するというが、業務と予算を伴うものがある。すべて出てきたものが専決で対応していくのか、あるいは後から条例として制定される場合の整合性の問題がある。もし、乖離したときに、専決は新しい議会の最初に諮られることになるが、今の条例符合しないのではないかとということで、職務執行者の責任において専決したのかとの疑念が沸くことになるが、そのような場合、それほどまでに職務執行者に責任はあるものの、条例と現実の事務処理との乖離をどのように考えれば良いのか。

事務局 佐藤局長…条例、予算ともであるが、すべて現在の1市6町の議会にあらかじめ案を示すことになると考える。ただ、議決そのものは新市で行うことになるが、一方的に職務執行者が専決するのではなく、合併前の現在の議会に確認を受け、専決することになると考える。

栗田彰委員…正式に議会の議決は経ていないが、前段として新市の条例案が示され、それぞれの議会で検討してこれならと理解を示し、その条例の範囲で職務執行者が専決することと解して良いのか。

事務局 佐藤局長…今の段階では、すべての条例がとは答えられないが、あくまでも、職務執行者が暫定的に職務を行うことになるので、最低限度のものは、あらかじめ各市町に協議しそれを受けて執行する。勿論、新市に移行後の議会で改めて議決を経るものもあると考える。今の段階では、どの程度の条例を協議に付すかとの明快な答えはできないが、前段として協議することになる。

栗田彰委員…議員の本則選挙、首長選挙が50日以内に執行されることになると、5月中・下旬ということになる。さらには、初議会の開催にはさまざまな時間を要することから、議会の開催は6月になることになり、約2カ月がある意味での空白となる。その間に首長は決まるが、その間のことは、そういう意味での対処の仕方となると解して良いか。

事務局 佐藤局長…そのように理解されたい。

議長 千田副委員長…次に、本題である議会議員の定数及び任期等について、各委員の意見を求めたい。なお、本委員会としては5回の会議で結論を導き出す予定になっていることから、今回と次回については、委員各位の意見を聞くこととし、4回の会議で方向性を見だしていきたいと考える。そのことを踏まえて、できればすべての委員が意見を述べてほしい。

高橋源治委員…会議の進め方であるが、検討事項は4項目あり、すべてに関連した意見を述べあっては收拾がつかないと思うので、まず定数について議論し、次に任期に移るとい

う方法を提案する。

栗田彰委員… 4項目の検討となるが、どこが決めればスム - ズに進むかを考えると、在任特例を含めた特例を適用するかどうかが決まれば、即決していくと思う。本丸に切り込むことで、おのずと報酬、定数が定まっていくものと思う。

議長 千田副委員長… 4回目の会議で方向性を見いだしたいと考えており、今2人の委員から提案があったが、今回と次回については、答弁がない形であるが各委員からの意見を聞くこととしたいが、どうか。

【全員了解】

高橋義宣委員… 合併の必要性は行財政改革である。行財政改革をどう進めるかを考えなければならないが、その前に地方分権もあり、各自治体がそれに対応しなければならない時期に来ている。国の補助金・交付税の見直しがあり、各自治体の歳入の減少が著しくなっていることも考えていかなければならない。その中で市町村合併は、まずもってコストの削減をしなければならない。そして、住民サ - ビスは低下させてはならないということが、前提になると思う。1市6町の財政力は非常に弱まっている状態にあり、平均で0.424となっている。財政基盤をどのように強化していくかが前提にあると思う。

議長 千田副委員長… 合併の本論も重要であるが、時間的な面から要点を絞って発言されたい。

佐藤清隆委員… 合併をするしないにかかわらず、議会は自治体の議決機関であり、監視機能はもとより住民の意思を反映する役割も有している。1市6町の枠組みは広範であり、地域の隅々の住民の声が、行政に届きにくくなるのではないかと不安を抱えていると思う。その不安を解消することを考えると、公職選挙法第15条第6項に選挙区を設けることができるとの定めがあり、第1点として、基本は人口になるが、従来の市町から確実に議員を出せる形をとらなくてはならないと思うので、選挙区は設定すべきである。在任特例、定数特例は適用すべきでないとの声もあるが、急転直下の着地は難しさがあるため、軟着陸を考えた場合は、激変緩和が特例の考え方であり、古川市議会の一般的な考え方になるが、在任特例は物理的に無理で、68人の上限ではない定数特例で、なおかつ古川市の現在の定数を超えない範囲での適用が望ましいと考える。本則選挙となると大きな変革になるので、スム - ズな移行のためには定数特例とすべきと考える。報酬については、後々でも良いと考える。

佐藤技委員… 在任特例、定数特例は選択せず、あくまでも34人の本則選挙が望ましいと思う。13億円の差額は膨大なもので、行財政改革を進めるための合併の視点から考えると、新市の大きな財政負担となることは目に見えている。選挙区ごとの定数は、人口比率とすると、古川市の人口は新市の過半数で議員も過半数となるので、地区間のバランスを考慮して均等割と人口比率の併用が望ましい。また、各地区最低3人の議員は必要と考え、均等割の人数は、各市町2人が望ましいと考える。

佐藤清隆委員… 先ほどの意見に補足させてほしいが、均等割と人口比率の併用は公職選挙法施行令第9条に基づくもので一回限りとなり、次の選挙は本則となる。34人で均等を併用した場合の古川市の議員数が、最初は13人で次は18人に増えることになり、このような矛盾が生じない形にすべきと考える。

武藤利孝委員… 132人は多すぎると誰でもが考えると思うし、基本的な定数34人を将来的に動かせないことも承知のことと思う。一気に34人に減ると、さまざまところ

で弊害が出てくるのではないかと思う。在任特例は適用すべきではないと考えるが、定数特例は適用した方がよく、34人より少し多めの40人あるいは45人というのは検討を要するが、なおかつ選挙区を設定しそれぞれの市町に人数を割り振る。一番住民が心配しているのは議会も行政も遠くなることで、できるだけ身近に議員がいれば不安を解消でき、また不満も吸収できると考える。さらには、まちづくりがどう進むかを監視してもらうことにも結びつくと思う。

丸一男委員…合併が行財政改革ということを標榜するならば、特例の中に激変緩和というのがあるが、激変を伴うのが改革ではないのかと考える。一つには選挙区の設置を提案する。もう一つは、原則選挙が望ましいが、住民の不安の高まりを考慮すると、定数特例でも40人程度が目安になるものとする。定数の配分については、可能であれば、鳴子町のように広大な面積を有するなどの地理的要件も加味してはどうか。最初は在任特例を考えたが、地域審議会の設置も検討されており、議員の数については激変であるが、地域の声を吸い上げる審議会が設置されれば、大分緩和されるものと思う。

青沼智雄委員…本則選挙の場合は34人の法定数となるが、これはあくまでも10万から20万人未満での上限である。激変緩和は必要と考えるが、将来的には14万人弱の人口を考えると34人でも多いことになる。しかし、激変緩和や広大な地域を考えた場合は定数特例が望ましいが、次の選挙からは34人が適当かどうかもある必要がある。このことを考えると、34人の本則選挙も激変緩和ととらえることができるが、あまりにも極端であり、34人に近い定数特例とすべきと考える。

渡辺貞吾委員…非常に広範な1市6町の合併ということで、住民が不安を抱えている中で、町長も助役もいなくなる。議員が代表して、現在調整が進められている1,889項目にわたる課題に取り組んでいく、重要な役割を担っている。合併は、当然コスト削減ということを前面に出しながら進んでいくわけであるが、経費の面だけにとらわれて今後の方向付けを誤ってはならないと思っている。立場から本音は在任特例を望んでいる議員が多いと思う。先進事例でも在任特例の適用が多いが、当地域のように132人というのははたしてどうなのか、議会運営がどのようなようになるのか。そして勿論経費もかかることになり、住民の理解も得られないと思う。そのような中でも、さまざまな課題に取り組んでいくためには、68人とは言わないが定数特例を前面に出しながら、しかも地域の格差を考慮しながら均等割を併用しないと、小さい町の不安は取り除けないと考えるし、当然選挙区は市町単位とすべきと考えている。これは個人の考え方であり、本日の様子を伝えながら各議員の考え方も聞かなければならないが、個人としては住民の声を聞きながら、会議に臨んでいるものである。

小林令子委員…選挙区を設けた定数特例に賛同する。在任特例の意義についても資料から読み取れるが、新市になって132人の議員では、これから新市を築いていこうとする要の議会が的確に運営できるのか疑問を抱くし、かといって本則での34人では、住民の間に、1市6町の広範な中で住民の声をどのように反映してくれるのかという根強い不安が起きると考える。現に、町で実施したアンケートに住民の不安点としてそのようなことが上げられている。68人は多いので、45人の均等と人口比の併用が望ましいと考える。

高橋義宣委員…住民には、特例を適用しないでとの思いがある。合併とは変革であり、痛みを伴うものであるが、激変緩和をどのような形でとるか、1市6町の合意のもとに合併を成し遂げたいとの思いがある中で、40人の定数特例で均等割を併用しながら望まし

いと考える。本委員会は委員各位の合意ができて、合併に向けて前進できればと思っており、特例を適用すべきではないとの住民の声を預かってきたが、それだけでは済まないと考えている。

伊東茂委員…在任特例は適用すべきでない。合併の目的の一つが行財政改革であるとするれば、議員数を削減して住民サービスの方に振り向けることが良い。可能な限り法定定数に近い方が望ましいが、50人程度の定数特例を適用し、現市町単位に選挙区を設けることが良いと考える。

遊佐辰雄委員…議員の声としては、期間は別としても在任特例が過半数を占めている。しかし、住民の声からは在任特例は難しいと考えられ、せめて市町単位で選挙区を設定しての定数特例という声も多かった。合併の良し悪しを含めて町民はまだ不安を抱えていながらも、首長が合併を推進してきたが、その中で、法定協の前の議会に対しては、在任特例が望ましいと多くの首長が説明してきた経緯もある。議会議員の合併に向けた論議も含めてここまで来たが、この発言に大きなウェットがあるのではないかと思う。町民の声は在任特例には否定的なものが多く、せめて定数特例でとの思いがある。鳴子町は仙台市を除くと県内トップの広大な面積を有し1市6町の約半分を占めており、単純に人口比だけでなく、そのような地理的条件も考慮する必要があると考えている。均等割は一回目だけで、次からは人口比に基づくしかないとのことだが、選挙区については継続可能と認識しているが、間違いはないか確認したい。上限の68人とは言わないが、定数特例という形で本委員会での合意形成に向けていくべきと考える。個人的には、本則選挙適用となれば、合併が本決まりとなつての将来的なことも考慮すると、選挙区を設定しない方が良いまちづくりにつながると思う。

議長 千田副委員長…選挙区の継続に関し、事務局の説明を求める。

事務局 千葉次長…公職選挙法第15条第6項に選挙区の定めがあり、人口比に基づかない選挙区設定は施行令第9条である。人口比に基づかない選挙区は一回限りとの行政実例があり、それ以降の選挙区は公職選挙法による人口比に基づくものとなる。

菅原忠男委員…市町単位に選挙区を設定する。秋田県境から鹿島台町になるか田尻町になるか、遠いところで約80キロメートルとなる。周辺部の住民が合併して損した感じない施策を講ずるべきだと思う。そのような点から、人口比だけでなく地域の広さという点も勘案した選挙区を設定すべきである。定数特例、最終的には34人に落ち着くのが当然だと思う。市内での懇談会では、経費の面などから、一番少ない人数で一番効果のあがる議員に出てもらえば良いだろうとの声が多かった。

氷室勝好委員…合併の最大の目的は当然ながら改革であるが、住民サービスの維持向上は絶対に図らなければならない。同時に一方で、財政の効率化ともバランスを取る必要がある。合併当初においては行政機能が十分に安定していないということから、在任特例が制度化された精神であると考えている。特に、新市に向けて最も大事なものは、新市の建設計画をきちんと練って、それを実施することだと思う。松山町は一番小さな町であるが、現在は町長1人、助役1人、議員16人で、町づくりに真剣に取り組んでいる。それを突然に2人あるいは3人となると、十分な住民サービスが徹底して行えるかとの大きな不安を持っている。在任特例、定数特例、本則選挙なりをそれぞれ取り入れた市町があるが、これはどのような実態でそれを取り入れたのかについての研修の場、調査の場がないままに、在任特例の適用が間違つた方向だとの認識が感じられるが、研修なり調査なりを行ったうえ

で議論すべきであると思う。事務局に申し入れるが、前回はそうであったが、資料の必ず最初にくるのは議員の報酬とか財政である。今回は、最後に定数特例、在任特例がある。これが最初にあって、次に定数なり選挙区があるのが筋だと思うので、その辺の配慮をされたい。

石澤京子委員・・・本則選挙の34人ではたして良いのかとの思いがあり、均等割と人口比を併用した定数特例が良いと思う。新市の柱としてレインボ-プランがあり、7本の柱、各市町の良さははっきりと打ち出していこうとするときに、34人で各地の良さをどのように拾っていけるのか、また、それぞれの地域の良さを誰が訴えてくれるのかを考えたときに、やはり地元選出の議員が最も理解していると思われ、一挙に34人というのは難しいと思う。そのため、人数については今後の検討になるが、均等割と人口比を併用した定数特例が良いと考える。地元議員の話では、田尻町の議会では在任特例を適用しない方が良いとする声が大多数であるから、住民の意思を反映しながら意見を述べてほしいとの後押しを受けて、委員会に臨んでいる。

加藤節幸委員・・・選挙区については、市町単位で設定すべきである。在任特例は適用せず定数特例とすべきと思っている。地域審議会の設置が検討されているが、合併後には大事な役割を担うものと考えている。それぞれの地域の特性、昭和の合併以来何十年間それぞれの市町が特色ある行政を行ってきたことを踏まえた考え方も、各地域の議員各位に持ち寄ってもらい、より良い地方をつくる行政を行ってほしいと考えている。34人の人口割りに対して、一律ではなくある程度の地理的な面を考慮した地域割りを加味し、45人になるか50人になるかわ今後の協議であるが、そのような形でまとめれば良いと考える。

門間忠委員・・・今一番我々が考えなければならないのは、現在の行政体、各市町の行政を一つにしていくということで、歴史も風土も異質なものが一緒になるということの協議を進めているということである。スム-ズに1市6町の合併が進むことが、最も大事な眼目と思っている。そのような中で、議員をどうするかということであるが、個人的には、2年間という在任特例があるが、期間は別として在任特例を適用すべきと考えている。何故ならば、現在各市町で総合計画を策定して地方自治法に沿って行政運営を行っているが、合併して新市になり建設計画が策定されそれが新市の総合計画になり、それに基づいて新市の建築が進んでいくことになる。新市の総合計画を議決できるのは議会であり、その段階で極めて人口の形態によって、例えば松山町だと現在16人いる議員が、定数特例を適用したとしても3人にしかならない。3人とはマイナス85パーセントである。古川市は26人が20人となれば、マイナス20パーセントである。鹿島台町にしても、6人になる6人になるにしても、現定数からするとマイナス66パーセント程度になることになる。であるから、新市の平成デモクラシ-を推進するという理想のためには、非常にその過程が必要と考え、在任特例を適用しながら、スム-ズな移行をさせていくことが良いと考える。14万人の既存の市をイメージして考えると、とても鳴子から鹿島台までの広範な地域での14万人で市という例は日本にはない。14万人、15万人の市というのは、一極あるいは二極に集中した都市化をされたまちか、14万人、15万人あるいは20万人のまちとなっている。であるから、人口は合併して14万人であるが、その地域の有り様は鳴子から鹿島台まで極めて広く、人口密度を考えると、1平方キロメートル当たり鳴子は27人で、古川市が549人、仙台市は3,800人位になるが、このようなことも考えながら、住民の不安、安心してできる合併に対応していくためには、民主主義の住民サ

- ビスというものを一挙に低下させていくことと、経費面というものをバランスを取るといふか、どうやって比べられるのか分からないが、そのような意味で民主主義の住民サービスを低下させないようにしていくことが必要であると思っている。議会が果たさなければならない役割はご案内のとおりで、それは新市の中で徐々に錬成されて新しいものになっていくことになるが、激変緩和というものを十分に考えないと、はたして経済効率だけで良いのかと言わざるを得ない。

栗田彰委員…これまでいろいろな行政改革を行っており、行政改革の終着駅が合併ではないのかなと思う。今回の委員会の案内と前回の委員会の報酬振り込み通知と、2通郵送されたことに驚いた。行政改革なり、それを任ずる事務局が、同じ日に2通も郵送することは、いかにもどんなものかと。議会というものは、今決算が終わったばかりであるが、そのようなものも含めて、入の問題から出る問題まで目をこらしながら、経費の節減であったり住民のサービス向上につながるように、そういう視点でものを見ながら議会を運営している訳であり、極めて残念なことであった。鹿島台でも特別委員会がつけられており、その都度協議会の動きなどを聞かせてもらっているが、極めてペジ数のあるものを出されて問われても難しい訳であるから、実態としてはただ追認をした形で流れてきているのが、それぞれの議会の実態ではないのかなと思う。そのような中で、最終的に議会が結論を出してその責めを負うということになるが、はたしてそのような場合に、新しい市が誕生した、そしてその将来像としては、大崎豊饒の大地から平成デモクラシの幕開けということで、地域の個性、文化が輝くということ、皆さんがいろいろ検討し認知されて目標が決定された訳であるが、レインボではないが7つが集まって、それがおのおの光り輝いて新しい市を構成していくということで、極めていい理念だと考えるときに、それを決めた議員がそれでおさらばかということになると、責任というのはその後のことにも及ぶのではないのかなと。自ら決めたことがその後どのような顛末を迎えていくかということも押さえておく必要があるということで、そのような意味で議長（門間委員）が在任特例を適用すべきだということの意見を述べたが、私はそれはどうかなと言い切れないところもある訳だが、基本的には、その後のことについても、決定した者が責任を持ちながら顛末について目をこらすということは、しごくもったもなことだと考える。登米にしても各町で在任特例の適用等をめぐって議論がされていることも視野にいれながら、何故選挙区だけの話が出てくるのか。選挙区の話が出てくるということは、自分の町の将来について結構皆さん心配をしているから、小選挙区で良いのではという論理は、いみじくも全体の市を考えるよりも、我が町の行き先はどうなるだろうという視点に立って、それでは小選挙区を設置してはどうかという論理ではないのかと思う。そのようなことも含めて、気恥ずかしさを覚えながら、在任特例を主張したい。

議長 千田副委員長…次回にも、本日発言の機会のない委員はもちろん、各委員からの発言の機会を設けるので、本日の本題については、今挙手のあった方々でとどめたい。

吉田惇一委員…地域の声ということである。選挙区を設けることができるということで安心した。鳴子の事情を話せば、古川市に住居を構えて鳴子で働いている方が多く、しかも鳴子町は、今後生産性を倍に上げようという計画がある。そういうところで上がった税金を違うところで使われるというのは、事業の管理を行っている者としておかしいと思う。個人的には、選挙区を設けてもらえればありがたい。地域審議会の話が出ている。それを早く立ち上げてカバ-をすることであれば良いと思っている。それから在任特例に

については、今朝ほどまで考えていたが、はたして132人で議会を運営してどうなるのか、事務局も大変だろうなど。もし、代表して質問するのであれば、代表する方が選挙で選ばれればそれで良いのではないかと考えている。今のところ定数特例についても、34人、40人がどのように違うのか、との思いもある。68人もいない、34人で良いと考えている。

三神祐司委員・・・最終的には、各市町の議会が議決して合併となる中で、議員の定数、任期を自ら決することに大きなつらさを感じている。特例を適用するかしないかとなれば、激変緩和措置と言われる特例は適用すべきで、その中でも定数特例が妥当と思う。さらには、地域を考えると、2～3人程度の地域割りを採用しながら、最終的には人口割りを含めた形とすべきと思っている。ただ、県の指導はどうなのかを質したことがあるが、県の指導は在任特例を使いながら、今までの議会が進めてこまできたものを、さらに1～2年は進めるべきだとのことがあるが、それはそれとして受け止めながらも、一挙に34人という人数に減じて、それで地域振興を図ることは極めて難しいものがあると考え、定数特例を適用すべきだと思っている。

遠藤悟委員・・・特例は適用せず、かつ選挙区を設けない本則選挙を実施すべきと考えている。地域の声が合併後に反映されないとの議論があるが、それならば34人では反映されないかということになるが、新市になって34人の中に入って行く議員はこれまで以上に広角度の視点とバランス感覚を持っていないと、形上は新市になったが相変わらず地域の綱引きが延々と続く市にしかならない。具体的な例を上げると、旧古川市から立候補して当選した議員も、鬼首の岩入の住民の気持ちも環境も分かるというくらいにならないと、14万人の新市をこれから切り開いていくとなった場合に、合併はしたけれど何十年来の旧構成単位の殻から抜けきれない。地域という単位を考えると、議員はそれぞれの町の課題なり問題をバックにして立候補することは当然であるが、しかし新市の議員はそれだけで良いのかと考えると34人で、そのような方が各市町からどの程度出るか分からないが、下手に選挙区を設けることによって多くの議員を選出する芽を摘んでしまうことになる。新市での34人の議員は、それぞれに求められた方、地域住民から推され願われて出人でないと構成できない新市になっていくものと思われ、いずれ2回目からは、上限34人になるのであるし、永久的に選挙区というものを決めていくのか、激変緩和で最初の選挙だけ選挙区を設けるのかということについても、いずれ4年後にはなくすのであれば、最初から決めるべきではないと思う。早く新しい14万人の市のまちづくりに奮闘する市議会議員は、旧市町という意識から早く脱却するような方々でないと、建設事業などの綱引きばかりするような形になりはしないかと考えると、この際、英断をもって考えていかなければならない。岩出山町の議員の声は、原則論を主張が7人、特例適用が7人であるが、小委員会では個人としての考えを述べると伝えており、本音を述べたものである。

松本美佐子委員・・・遠藤委員に同感である。人数ではないと思う。資料の法定定数34人の欄を見ても、あまり驚きはなかった。全34人の議員が、松山町のことを考えてくれているというように思うし、1市6町が一つのエリアになるという考えから、本則選挙が望ましいと考える。これまでも議員と住民の関係がどれほど密着していたかという点に、少し疑問を持っている。議員は財政面などについてはプロであり尊敬するが、本当に住民レベルで考えてもらっているのかということ、先の地震を通じて感じている。住民の意見をどのように行政に伝えてもらうという方法であるが、地域審議会あるいは地域自治組織と

いうものの中で審議したものが、本当の住民の意見ではないかと考え、本則選挙を望む。

次回の小委員会までに要請のあった資料

- ・先進事例において、在任特例、定数特例、本則選挙を適用した理由。
- ・地理的条件が類似した先進事例。

(2) 次回開催日程について

事務局 千葉次長…資料に基づいて説明。

提示案<10月17日(金)13:30 岩出山町スコ-レハウス>のとおり決定。

4. その他

渡辺貞吾委員…10月14日からの住民懇談会は、農繁期等を考慮したのか。

事務局 佐藤局長…各市町の議会の日程と小委員会の開催状況をあわせて、各市町と日程調整したが、農作業までは検討していない。

事務局 佐藤局長…古川商工会議所からの要望書について報告。

事務局 湯村班長…報酬振込通知書の次回会議での配布について。(全員了承)

5. 閉会あいさつ…栗原副委員長

6. 閉会(調整班 湯村班長)